

## 秩父地域1市4町と足立区との間で 治水・防災に関する協定を締結しました

秩父地域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）と東京都足立区とは、令和6年10月12日に治水及び防災に関する協定を締結しました。

政府は、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水（流域全体で行う総合的・多層的な水災害対策）を推進しています。この考えに基づき、荒川放水路通水100周年にあたる本年、荒川上流域に位置する秩父地域と下流域に位置する足立区とは、2つの協定を締結することに合意しました。協定の概要は次のとおりです。

### 1 治水協定（荒川治水向上の連携協力に関する協定）の概要

- ・流域治水の考えに基づき、水源涵養機能を有し水害防止に寄与する上流域の森林整備を進める。
- ・足立区は森林環境譲与税を活用し、荒川上流域の森林管理の費用の一部を秩父地域1市4町に提供する。秩父地域は治水の啓発品（間伐材で製造した鉛筆）を足立区に提供し、足立区内の小学生に配布する。

### 2 防災協定（災害時における相互応援に関する協定）の概要

足立区、秩父地域のいずれかに大規模災害が発生した際に相互応援を行う。

主な内容は次のとおり。

- ・被災者救出等に必要な物資及び食糧品・飲料水等の提供
- ・避難者の一時収容施設の提供
- ・被災者の応急救助、復旧・復興に従事する職員の派遣

なお、協定締結式は開催せず、協定書を相互に取り交わすことにより、10月12日に協定締結を完了しました。

秩父市総合政策部総合政策課 担当：金田

☎0494-22-2823

FAX：0494-24-7272